

みんなが **もっと** つながるために

手話を **知ろう!**



手話は言語です。積極的に活用して
 コミュニケーションの輪を広げましょう!

港区では、令和元年12月1日に「港区手話言語の理解の促進及び障害者の多様な意思疎通手段の利用の促進に関する条例」を施行しました。

「手話が言語であることの理解の促進は、手話が独自の文法体系を持つ言語であるという認識の下に行う。」という基本理念のもと、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を目指します。